

産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会報告書「第四次産業革命等への対応のための知的財産制度の見直しについて（案）」に対する意見書

2018年（平成30年）1月18日
日本弁護士連合会

産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会がこの度取りまとめた「第四次産業革命等への対応のための知的財産制度の見直しについて（案）」（以下「本報告書案」という。）に対して、当連合会は以下のとおり意見を述べる。

意見の趣旨

- 1 標準必須特許裁定制度の導入は困難である、との結論に賛成する。
- 2 判定（特許法71条）の請求において特許発明の標準必須性に係る判断を求めることができるようにすることには、疑問がある。
- 3 証拠収集手続の強化及び標準必須特許ライセンス交渉ガイドラインについては、公表済みの当連合会意見書（2017年（平成29年）3月16日付け『「適切かつ公平な証拠収集手続の実現」に関する意見書』、同年11月14日付け『「標準必須特許のライセンス交渉に関するガイドライン」策定に関する意見書』）を参照されたい。

意見の理由

1 標準必須特許裁定制度の断念

標準必須特許の権利行使に伴う問題点は、司法（仲裁等の当事者間の合意に基づくADRを含む。）による紛争解決を通じて適切に処理されるべきものであり、それは、米国・欧州を含めた世界各国の趨勢でもある。我が国が、私人間の紛争に関して、行政による紛争解決制度を独自に創設することのメリットは格別認められず、むしろ、我が国の司法への疑念を生じさせるおそれがあるものと思料する。

本報告書案が挙げる各課題、すなわち、①裁定制度が実施者側のみの請求に基づき強制実施権を設定する制度であること、②日本の特許権のみを対象とするものであり、グローバルな解決には必ずしもつながらないこと、③対価を算定するための知見が特許庁に十分蓄積されておらず、特許庁が個別に適切なライセンス条件を設定できるのか疑問であること、④国際的にも懸念の声を強く生じさせること、⑤強制実施権はTRIPS協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）に抵触す

るとの指摘があること、といった点も、いずれも的確なものである。

よって、当連合会は、標準必須特許裁定制度の導入は困難である、との結論に賛成する。

2 標準必須性に関する判定の導入

判定（特許法71条）は、何ら拘束力を有するものではないので、司法審査に服する行政処分ではなく、司法審査に服さない行政サービスとして位置付けられる（最判昭和43年4月18日民集22巻4号936頁）。その意味で、判定の請求において、特許発明の標準必須性に係る判断を求めることができるようにすることは、標準必須特許の権利行使に伴う問題点を司法による紛争解決を通じて適切に処理すべきことと、必ずしも矛盾するものではない。

しかし、特許発明の標準必須性に関しては、日本弁理士会と当連合会が平成10年（1998年）3月に設立した日本知的財産仲裁センターが、特定の特許が対象技術標準規格で規定される機能及び効用の実現に必須であるか否かについての判定業務を取り扱っており、デジタル放送規格、デジタルケーブル放送規格、超高精細度テレビジョン衛星放送規格等に関して、実績を有している。既に民間事業者が提供しているものと同一又は類似するサービスを、行政が税金を投じて新たに提供しようとするのであれば、その必要性和有用性が十分に吟味されるべきであるところ、日本知的財産仲裁センターの上記実績に照らすと、特許発明の標準必須性を特許庁が判断することの必要性には、疑問がある。

もっとも、本報告書案によれば、特許庁による判定は、標準必須性について争っている当事者の主張・立証に基づきなされるものであり、日本知的財産仲裁センターの上記業務とは対象を異にする面があるのかも知れない。しかし、争いある当事者間の司法による紛争解決とは別に、行政が拘束力のない判断（意見）を示すことの有用性には、やはり疑問を払拭できない。また、本報告書案は、「当事者以外にとってもライセンス交渉を円滑化する効果を持つ」とするが、自らは一切関与していない手続の結果として示される「標準規格文書から特定される仮想対象物品等の特許権の技術的範囲に属するかどうかの判断」がライセンス交渉を円滑化する効果を持つかどうかは疑問である。仮に、ライセンス交渉を推し進める効果が認められるとしても、司法審査の機会がなく、判定手続に関与しない標準規格利用者には手続保障もない判断にそのような効果を期待することが妥当であるかどうか、議論が必要である。

よって、当連合会は、判定（特許法71条）の請求において特許発明の標準必須性に係る判断を求めることができるようにすることには、疑問がある。

3 その他

証拠収集手続の強化については、2017年（平成29年）3月16日付け『適切かつ公平な証拠収集手続の実現』に関する意見書』において、当連合会の意見を既に述べた。また、標準必須特許ライセンス交渉ガイドラインについては、2017年（平成29年）11月14日付け『標準必須特許のライセンス交渉ガイドライン』策定に関する意見書』において、当連合会の意見を既に述べた。そこで述べた当連合会の意見には、現時点においても変更はないので、これらの意見書を参照されたい。

以上